

1-2 情報環境に関する研究

1-2-1 コンテンツ相互使用のための標準化

電子コンテンツの蓄積が加速度的に進み、その利用が教育研究活動に欠かせない状況となってきたことに鑑み、コンテンツの互換性、相互使用性を高めるために、コンテンツ作成に伴う様式、環境、使用方法の共通化を模索することになり、15年度より新規に「コンテンツ標準化検討委員会」（委員長：藤岡睦久、獨協医科大学）を設置して、標準的な指標の研究と大学関係者への普及方策について検討することになった。

委員会の進め方については、第98回理事会（15年10月18日）にて協議し、当面、大学でのコンテンツ作成への取り組み状況について実態調査を行い、その結果を踏まえてガイドラインの内容を検討することにした。

コンテンツ標準化検討委員会の進め方について

1. 委員会の目的

コンテンツ流通が普及することに伴い、学内、学外での利用の拡大に対応すべく、コンテンツの様式や利用環境について、世界の動向を踏まえた方向性をガイドラインとして紹介する。

2. 検討事項（予定）

- ① 標準化に向けた大学の取り組み状況の実情調査
- ② 標準化に際しての課題・問題点の整理
- ③ コンテンツの様式、環境設定のガイドライン
- ④ ガイドライン普及・促進の方策

3. 検討の進め方

当面、標準化に向けた大学の取り組み状況の実情を調査し、共通理解を得るために検討方針を確認した上で、専門家を招き国内・国外における動向を把握する。その中でコンテンツ利用のパターンに即した方向性を3年程度を周期にガイドラインとしてとりまとめるとともに、普及・促進のための大学の対応について指針を作成し、あらゆる機会を通じて理解を呼び掛ける。

4. 検討日程

- ① 検討方法・内容の確認
- ② ガイドラインの策定

平成16年3月

17年3月

委員会は、15年10月、12月、16年1月の3回開催し、その間に情報技術環境の整備取り組みに関するアンケートを実施した。その結果、71%の239大学、9%の17短期大学より回答があった。

それによると、教材作成のためのマルチメディア環境を整備している大学は4割、ソフトウェア環境の統一化を行っているところは5割、遠隔授業のためにネットワーク環境の設定を変更可能なところは6割、支援組織を設けているところが5割程度となっており、標準化に必要な環境が整いつつあることが判明した。教材作成のルール・様式の統一を実施しているところは3%、検討中が13%、これから検討を考える、他大学の動向を見て判断を含めると8割が問題を意識していることが確認された。また、3割の大学でe-ラーニングソフトを導入しており、自学自習、学習履歴の把握などに対する取り組みを始めていた。本協会への要望としては、既に実施しているもしくは検討中の大学は相互利用の促進や著作権処理を希望、これから検討をはじめる大学はe-ラーニングの活用事例の紹介、e-ラーニングシステムの共通仕様の策定・開発を希望していることが判明した。

そこで、委員会としてもガイドラインのとりまとめに際して、教育の品質保証を視野に入れた活用モデルの研究および実践事例の紹介と世界の動向を見極めた上でe-ラーニングの技術情報の紹介、使用環境やインストラクショナルデザインなどの支援体制など、e-ラーニングの導入に関するガイドラインの具体的な項目の検討に入った。なお、アンケートの結果については、資料編【資料4】を参照されたい。

1-2-2 教育研究の情報化に関する評価の在り方

16年度から第三者機関による大学評価が法律で義務付けられることに鑑み、教育研究機能を充実するためのIT環境の在り方、教育でのIT活用の工夫などについて大学の取り組みを評価するための枠組みの研究をはじめたため、新規に「情報化評価委員会」（委員長：戸高会長）を設置し、15年度、16年度において具体的な評価項目、評価方法などについて研究をとりまとめることになった。

委員会の進め方については、第98回理事会（15年10月18日）にて協議し、当面、以下の通り、3・4年先の大学の情報環境、教育・学習の方向性

を確認した上で、環境整備のための点検・評価、教育改善のためのIT導入・活用の点検・評価の項目、内容、方法について検討し、17年度までにガイドラインを策定することにした。

情報化評価委員会の進め方について

1. 委員会の目的

ITの活用が教育研究活動全般に普及するに伴い、IT導入の効果についての議論が始まりつつある。また、大学評価の一つの視点としてもITを活用した教育が検討の対象となることに鑑み、教育研究の基盤環境としてのIT整備の在り方および教育効果の向上を実現するためのIT活用の工夫や取り組みについて、適切な指針、評価内容や評価方法を策定し、大学の自己点検・自己評価に資するものとする。

2. 検討事項

- ① IT環境整備のための指針と点検・評価の方法
- ② 教育改善のためのIT導入の指針と点検・評価の方法

3. 検討の進め方

点検、評価の方法の検討に入る前に3～4年先に望まれる大学の情報環境、教育・学習の方向性について委員会全体で共通理解を得て指針を作成する。その上で、情報環境評価と教育IT評価の小委員会を構成し、点検評価の項目・内容、方法についてそれぞれ意見を整理し、最終的に委員会全体で調整する。

4. 検討日程

- | | |
|-------------------------|---------|
| ① 委員会全体で指針を作成 | 平成16年5月 |
| ② 小委員会で点検評価の項目・内容、方法の策定 | 17年3月 |
| ③ 委員会全体で調整・総会に報告 | 17年5月 |

委員会は、15年12月に開催し、教育の情報化を進める上で問題点および検討すべき内容について意見交換を行った。その結果、e-ラーニングによる教育効果のとらえ方、総合的な教育デザインを視点に加えた評価基準、教育の投資効果測定の仕組み、授業改善の貢献度を反映した評価、教育政策の明確化と計画遂行への取り組みなどについて検討の視点が指摘された。

委員会では、これを踏まえて更に共通理解を深めるために、大学の情報環境、教育・学習の方向性についての指針を整理し、その上で、2つのグループにて具体的な評価項目、評価内容、評価方法について検討を進めることになった。